

清川村指令環第4号

一般廃棄物処理業許可証

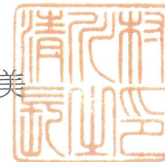
住 所 愛川町角田 3667 番地
氏 名 株式会社 アクト・エア
代表取締役 富岡 康則

令和6年3月7日付けで申請のあった一般廃棄物処理業許可申請については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により次のとおり許可する。

| | |
|------------------------|---|
| 営業所の所在地 及び 名 称 | 愛川町角田 3667 番地 株式会社アクト・エア 総合リサイクルセンター |
| 取 扱 廃 棄 物 の 種 類 | 一般廃棄物 (可燃ごみ・不燃ごみ) |
| 収 集 運 搬 及 び 処 分 の 別 | 収集・運搬 (積替・保管は含まない) |
| 営 業 の 区 域 | 清川村内 |
| 許 可 期 間 | 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで |
| 備 考 | |

令和6年3月18日

清川村長 岩澤 吉美



注 意

- 1 この許可証は、他人に譲渡し又は貸与してはならない。
- 2 この許可証を亡失又はき損、汚損した場合は、遅滞なくその旨を村長に届出て再交付を受けなければならない。
- 3 営業の全部もしくは一部を廃止しようとする時、又は表面記載事項に変更のあった時は、その旨を届出しなければならない。
- 4 次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、直ちに許可証を村長に返納しなければならない。
 - (1) 許可を取消された時
 - (2) 業務を廃止した時
 - (3) 業務の全部の停止を命ぜられた時
 - (4) 業務の全部を休止した時
 - (5) 許可証の再交付を受けた後、亡失した許可証を回復した時